

平成29年度

『太夫浜霊苑 樹木葬墓地』

# 募集の手引



募集期間：平成29年10月2日（月）～10月31日（火）（消印有効）

## ■問合せ先

公益財団法人 新潟市開発公社  
緑化・施設整備課

〒951-8131

新潟市中央区白山浦1丁目613番地69 新潟市開発公社会館1階

TEL 025-234-2633 FAX 025-234-2635

## 目 次

- 樹木葬墓地の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 募集要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 申込みから埋蔵までの手続きの流れ・・・・・・・・ 3
- 往復はがき記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 使用料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

# 樹木葬墓地の概要

## ■樹木葬とは

樹木葬は、ご遺骨を納骨袋（自然に還る布袋）に包み土中に埋葬する土に還す自然葬で、環境にもやさしいと注目されています。

墓標として墓石の代わりにシンボルツリー（ケヤキ）を植え、その周りの芝生の下にご遺骨を埋蔵する形の「永代供養墓地」です。

また、「自然に還る」「後継者がいなくても大丈夫」「墓石に比べて費用が割安」ということも魅力のひとつです。

海への散骨、永代供養墓、ロッカー式の納骨堂など、様々な埋葬方法が提案されていますが、そのひとつが樹木葬です。

## ■特色

- 埋蔵の種類は、個別埋蔵と合同埋蔵です。
- 個別は、2体まで埋蔵することができます。ただし、夫婦、親子、兄弟姉妹に限ります。
- 生前のお申込み、遺骨でのお申込みもできます。
- 承継者のいない方も、お申込みができます。
- 宗旨、宗派は問いません。
- 年間管理料、寄付金など一切ありません。

## ■埋蔵について

- ご遺骨を木綿の納骨袋に入れた状態で、個別と合同のタイプ別に埋蔵します。
- 一度埋蔵したご遺骨は、お返しすることができません。
- 埋蔵できるご遺骨は火葬した「焼骨」のみです。
- 思い出の品物、副葬品は埋蔵できません。ペットのご遺骨も埋蔵できません。
- 埋蔵は、月1回職員が行い、埋蔵に立ち合うことはできません。

## ■献花式・参拝について

- 焼香や献花は、参拝広場の献花台で行うことができます。
- 芝生部分に立ち入ることはできません。
- 毎年10月の第1土曜日に埋蔵者へ対する、花を供える献花式を行います。  
献花式開催中は個人で行う法要等をご遠慮ください。

# 募 集 要 項

1. 募集期間 平成29年10月2日（月）～平成29年10月31日（火）消印有効

2. 募集数 ●個別埋蔵100体程度 ●合同埋蔵100体程度  
（応募多数の場合は、抽選となります。）  
・抽選日時：11月8日（水） 14：00～  
・抽選会場：新潟市開発公社会館 3階会議室

3. 申込資格 以下の項目にすべて該当する方  
①新潟市民の方（平成29年10月2日現在）  
②樹木葬墓地の使用権をお持ちでない方  
③太夫浜霊苑以外の墓地からの改葬および分骨でない方  
④使用申込書をご提出の際に、申込者の本籍地の入った「住民票」と申込者と埋蔵者の関係及び埋蔵者2体の関係がわかる「戸籍書類」をご提出できる方  
⑤申込月の翌月末日までに使用料を全額納入できる方（分割納入不可）

4. 申込区分 お一人様「個別」か「合同」どちらかで2体まで。

## 個別埋蔵

芝生下に2体まで埋蔵できる小さなカロートを設けて「個別」に埋蔵するタイプ。  
太夫浜霊苑使用者で、未使用の墓域を返還する方は、「個別」にお申込みすることができます。

※個別申込2体用の場合は、夫婦、親子又は、兄弟姉妹に限ります。

## 合同埋蔵

複数のご遺骨を埋蔵できる大型カロートに「合同」に埋蔵するタイプ。  
太夫浜霊苑使用者で墓域を返還し、改葬を行う方は「合同」にお申込みすることができます。

5. 申込方法 ①「往復はがき」で応募してください。  
②1番上に「樹木葬墓地希望」と必ず明記してください。  
③申込区分「個別」か「合同」、埋蔵数「1体」か「2体」を記入してください。  
④「郵便番号・住所・申込者氏名・埋蔵者氏名（申込者との関係）・電話番号」を記入してください。  
平成29年10月31日（火）の消印があるものは受け付けます。  
⑤はがきを2枚以上送った場合は「無効」となります。

6. 送り先 〒951-8131

新潟市中央区白山浦1丁目613番地69 新潟市開発公社会館1階  
公益財団法人 新潟市開発公社 緑化・施設整備課

## 【個人情報の取扱いについて】

申込みの際に頂いた個人情報は、当募集に関わる場合にのみ使用します。また、お預かりした個人情報は、その他目的に開示・提供することはありません。

## 申込みから埋蔵までの手続きの流れ

応募申込

平成29年10月2日(月)～31日(火) 消印有効

- ・「往復はがき」に必要事項を記入のうえ、「開発公社緑化・施設整備課」あてに応募してください。
- ・応募多数の場合は、抽選となります。(2頁参照)

結果通知

平成29年11月上旬

- ・応募されたすべての方に、応募結果通知(当選又は落選)をはがきでお知らせします。
- ・当選者には、お申込み手続き(必要書類)の案内もお知らせしますので、お申込みの準備をしてください。

申込手続

平成29年11月30日(木)

- ・「樹木葬墓地使用申込」に関する書類一式を郵送します。必要事項の記載及び必要書類を添付のうえ、11月30日(木)までに「開発公社緑化・施設整備課」へ提出してください。(郵送可)

納入通知

平成29年12月上旬

- ・提出書類の審査後、使用料(管理料含む)納入通知書を郵送します。納期限(平成29年12月28日)までに指定の金融機関等で納入してください。期限までに納入されない場合は取消となります。
- ・一度納入された使用料は還付できません。ただし、使用前に返還した場合は、使用料の5分の1を還付します。

使用承諾証書交付

平成30年1月～

- ・使用料の入金確認後、「樹木葬墓地使用承諾証書」を送付します。
- ・使用承諾証書は紛失することがないように、大切に保管しておいてください。

埋 蔵  
(ご遺骨受付)

平成30年3月～

- ・太夫浜霊苑管理事務所へご遺骨の受付予約をしてください。  
(TEL 025-259-5401)
- ・ご遺骨をお持ちいただくのは、年末年始を除く水曜、土曜、日曜、祝日のみです。ご遺骨と埋火葬許可書(又は改葬許可書)をお持ちください。
- ・毎年12月～2月の間は、冬期間のため埋蔵はいたしません。ただし、ご遺骨をお預かりすることは可能です。

## 往復はがき記入例

<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">62 円</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">□□□-□□□□</div> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold; margin-top: 10px;">氏 名  申 込 者 の 住 所</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">樹木葬墓地希望</p> <p>①申込区分：「個別」か「合同」</p> <p>②埋蔵数：「1体」か「2体」</p> <p>③郵便番号：951-0000</p> <p>④住所：新潟市〇区〇町 2-1</p> <p>⑤申込者氏名：公社 太郎</p> <p>⑥埋蔵者氏名：公社 太郎(本人)                   :公社 幸子(妻)</p> <p>⑦Tel番号：025-234-0000</p>	<div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">62 円</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">〒951-8131</div> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold; margin-top: 10px;">何 も 記 入 し な い で く だ さ い</p>
--	--	--

返信面 切手部分：みどり色

往信面 切手部分：あお色

※縦書でもかまいません。

※お申込後の「個別」「合同」の変更はできません。あらかじめ決定のうえでお申込みください。

※2体用申込の方は、申込者と埋蔵者との関係を記載。遺骨・生前の種別は、記載は不要です。

※切手部分みどり面に、必ずお申込者の「郵便番号・住所・氏名」をご記入ください。

※切手部分みどり面の白紙に、①～⑦の必要事項をご記入ください。(⑦は連絡のつくTel番号。携帯可。)

※切手部分あお面の白紙は、何も記入しないでください。

## 使用料について

埋蔵区分	募集数	使用料(永代管理料含む：税込)
個別埋蔵	100体程度	1体用 310,400円 2体用 480,400円
合同埋蔵	100体程度	1体用 106,800円 2体用 213,600円



銘板設置台

■銘板設置（希望制）：1体につき 10,800円（税込）

生前でお申込みは『赤文字』、ご遺骨でお申込みは『白文字』で彫刻します。



## 留意事項（必ずお読みください）

### 【使用の申込・承諾事項】

- ・太夫浜霊苑以外の墓地等に埋蔵（収蔵）されているご遺骨を改葬もしくは分骨して、樹木葬墓地に埋蔵することはできません。
- ・火葬した「焼骨」以外、埋蔵することはできません。
- ・申込時には、お申込者の住所、氏名を記入、実印を押印した「**遺骨共同埋蔵承諾書**」を必ず提出してください。
- ・太夫浜霊苑使用者で墓域を返還し、分骨せずに改葬を行う方は、樹木葬墓地の合同のみに埋蔵することができます。ただし、改葬手続が必要となります。
- ・事前に埋蔵場所を指定・予約することはできません。また、ご親族でも隣同士や近くの場所を指定することはできません。
- ・生前のお申込者は、ご自身が「太夫浜霊苑・樹木葬墓地」の使用権があることをご親族やお知り合いの方に説明しておいてください。
- ・**一度埋蔵したご遺骨は、お返しすることができません。**

### 【埋 蔵】

- ・埋蔵は月1回職員が行います。埋蔵に立ち会うことができません。
- ・ご遺骨を持参された日に埋蔵するわけではありません。
- ・ご遺骨を埋蔵するときは、埋火葬許可証又は改葬許可証の添付が必要です。
- ・故人の思い出の品物、副葬品の埋蔵はできません。ペットのご遺骨も埋蔵できません。
- ・埋蔵場所はピンポイントでお教えできません。おおよその位置はお教えできます。

### 【銘 板】

- ・ご希望により銘板を設置することができます。1体につき10,800円（税込）

### 【使 用 料】

- ・使用料は、納期限までに全額納入をお願いします。（分割納入不可）
- ・**納入後は還付できません。**ただし、ご遺骨を埋蔵する前に返還した場合は、**使用料の5分の1を還付いたします。**

### 【使用承諾の取消・行為の禁止】

- ・使用権を譲渡し、又は転貸することはできません。
- ・偽りや不正な手段により使用承諾を受けた場合は、使用権を取消します。

### 【見 学】

- ・お申込み前に樹木葬墓地の見学をおすすめします。開門の間、随時見学できます。

（開門時間）	3月～6月・9月～10月	8：00～17：00
	7月～8月	7：00～17：00
	11月～2月	9：00～16：00

## 所在地

※管理人が外で作業しているときは、電話にでることができない場合があります。

### ■太夫浜霊苑管理事務所

〒950-3112 新潟市北区太夫浜 2549 番地 1

TEL 025-259-5401

### ■太夫浜霊苑へのアクセス

- 国道7号（新新バイパス）競馬場I.Cから約2.6 km
- バスをご利用の場合：新潟駅前発「新潟医療福祉大学行き」又は、「太郎代浜行き」乗車  
→「太夫浜霊苑前」下車（バス停から徒歩約3分）

